

青森県スタートアップ補助金(令和7年度事業公募分)

Q&A

1 事業概要

Q1-1：補助金の正式名称を教えてください。

A1-1：青森県スタートアップ補助金です。

Q1-2：補助事業の予算額はいくらですか。

A1-2：1,900万円です。

Q1-3：補助事業の目的・概要について教えてください。

A1-3：青森県の経済成長と社会課題解決の原動力を生み出すスタートアップの創出を促すため、持続的な経済成長と社会課題解決の両立を目指す革新的なビジネスモデルでの創業又は創業後5年以内の事業拡大に取り組む者に対し、創業等に要する経費の一部に補助を行うものです。

Q1-4：スタートアップとは、どのような企業を指しますか。

A1-4：本補助事業では、革新的な技術やビジネスモデルで創業し、短期間で急成長を目指す企業のことを指します。

Q1-5：「持続的な経済成長」とは何ですか。

A1-5：長期にわたる経済規模の拡大を指します。

Q1-6：「社会課題」とは何ですか。

A1-6：社会が抱える課題を指し、少子高齢化や人口減少等が当てはまりません。

Q1-7：革新的なビジネスモデルとは何ですか。

A1-7：既存のビジネスモデルではなく新規性があり市場優位性に優れたビジネスモデルを指します。

2 補助対象者に関する要件

Q2-1 : 「公募要領 5 ページ 2. 補助対象者に関する要件 (1) 共通要件」のうち任意項目については該当しなくても良いですか。

A2-1 : 任意のため該当しなくても良いです。ただし、該当する場合、本補助事業において、より充足性の高い計画であると認められる場合があります。

Q2-2 : 社会的・環境的課題とは何ですか。

A2-2 : 社会的課題は主に社会が抱える課題を指し、環境的課題は自然環境に関する課題を指します。例として前者は少子高齢化など、後者は大気汚染などが挙げられます。

Q2-3 : 新規性・独創性とは何でしょうか。

A2-3 : 既存のビジネスモデルとは異なる新たな視点を有し、他社が想定しないビジネスモデルを指します。

Q2-4 : 補助対象となる法人について教えてください。

A2-4 : 会社法に基づく株式会社（大会社を除く。）、合同会社、合名会社、合資会社となります。

Q2-5 : 補助対象とならない法人について教えてください。

A2-5 : 会社法に基づく株式会社（大会社を除く。）、合同会社、合名会社、合資会社以外の法人・組合及び法人格のない任意団体等は全て補助対象外です。

Q2-6 : 補助対象となる法人の事業規模を教えてください。

A2-6 : 株式会社のうち、会社法に基づく大会社に該当する法人は、補助対象外です。なお、大会社とは、貸借対照表に資本金として計上した額が 5 億円以上または貸借対照表の負債の部に計上した額が 200 億円以上であることのどちらかに該当する法人を指します。
合名会社、合資会社及び合同会社については事業規模に関わらず全てが補助対象法人となります。

Q2-7 : みなし大企業は対象となりますか。

A2-7 : 本補助事業ではみなし大企業について規定していません。

Q2－8：中小企業基本法における大企業は対象外となりますか。

A2－8：本補助事業では会社法における大会社を対象外としているため、中小企業基本法で大企業に該当する場合でも、会社法に基づく大会社に該当しない場合は対象となる可能性があります。

Q2－9：令和7年4月1日以降に法人を設立していますが、本補助事業の創業枠の対象となりますか。

A2－9：法人設立以前に個人事業主として同一事業（類似性を有するものを含む）を行っていない場合は、創業枠の対象となります。なお、その場合、申請は法人代表者となります。

Q2－10：個人事業主は申請できますか。

A2－10：個人事業主は申告方法に関わらず、申請できません。ただし、事業期間内に現在の事業とは全く異なる業種等で法人を設立する場合は創業枠に、令和7年4月1日より前に法人化していた場合は事業拡大枠に該当する可能性があります。

Q2－11：個人事業主で5年以上事業を行い、昨年、法人化しましたが事業拡大枠の対象となりますか。

A2－11：事業拡大枠の要件として創業日から5年に満たない法人としておりますが、法人化前に同一事業（類似性を有するものを含む）で事業を行っていた場合は、個人事業主の期間を合算するものとして扱うため、対象となりません。

Q2－12：これから創業しますが、対象となりますか。

A2－12：個人であって、令和7年4月1日以降から補助事業完了日までに法人として創業し、要件を満たす事業を行う場合、創業枠の対象となります。詳しくは公募要領5ページをご覧ください。

Q2－13：フランチャイズは対象となりますか。

A2－13：本補助事業は、既存のビジネスモデルではなく新規性があり市場優位性に優れたビジネスモデルを創業又は事業拡大する者に対し、経費の一部を補助するものであるため、すでに確立されているノウハウを得て、事業を行うフランチャイズ店の運営等に関しては、補助の対象外となります。

Q2-14：創業後1年未満ですが、対象となりますか。

A2-14：法人であって、要件を満たす事業を行う場合は、事業拡大枠の対象となります。詳しくは公募要領5ページをご覧ください。

Q2-15：1事業者あたりの申請数に上限はありますか。（複数の事業所で申請できますか）

A2-15：1事業者につき1申請となります。

Q2-16：この補助金は申請したら必ずもらえますか。

A2-16：本補助事業は、要件が整えば受給することができる給付金・応援金等と異なります。事前に審査され、交付決定を受け、事業を実施した後に、精算払で交付されるものです。

3 創業等に関する要件

Q3-1：ピッチイベント等とは何ですか。

A3-1：VCやベンチャー投資家等に対しスタートアップの計画をプレゼンテーションするイベントを指します。

Q3-2：「事業化支援」とはどのようなものですか。

A3-2：計画策定など計画の段階から実際に事業として営むまでの支援を指します。

4 補助対象経費

Q4-1：どのような経費が補助対象となりますか。

A4-1：補助事業の実施期間内において発生し、補助事業の対象として明確に特定でき、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる人件費及び事業費の2区分の経費です。詳しくは、公募要領8ページから12ページをご確認ください。

Q4-2：リースでも申請可能ですか。

A4-2：借損料に該当する設備のリース費用は対象となります。ただし、リース期間が補助対象期間（交付決定日から令和8年2月末日）を超える場合は、補助対象期間分を按分して補助対象経費とします。ま

た、実績報告の時点で書類により必要経費を明らかにすることができ
るものに限ります。

**Q4－3：契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用权等を購入し、
毎月支払が発生する場合、契約期間が補助対象期間外の経費は対象
となりますか。**

A4－3：当該経費が補助対象となる経費であれば、補助対象期間中の支払分
のみ対象となります。補助対象期間外の経費は、対象外となりま
す。補助対象経費は、按分等の方式により、算出された補助事業期
間分のみとなります(実績報告時に証拠書類として按分に関する計算
方法等を記載した資料の提出が必要です)。

Q4－4：自社製品は補助対象として申請できますか。

A4－4：自社で製造する製品は補助対象外となります。

Q4－5：中古品の購入でも申請できますか。

A4－5：中古品の購入は補助対象外です。

**Q4－6：補助対象とならない費用（補助対象外経費）はどのようなものがあ
りますか。**

A4－6：補助対象外経費は、公募要領12ページをご覧ください。また、補
助対象となる経費は公募要領8ページ以降をご参照ください。

Q4－7：補助対象経費の支払は現金でも認められますか。

A4－7：現金支払いは認めていません。

Q4－8：汎用性及び携帯性が高いものは備品に含まれますか。

A4－8：含まれません。

**Q4－9：「汎用性及び携帯性が高いもの」とは具体的にどのようなものがあ
りますか。**

A4－9：補助事業の目的以外にも使用し得るパソコン、プリンタ、タブレッ
ト端末、スマートフォン等は、汎用性及び携帯性が高いと判断され
ます。

Q4－10：パソコンは補助対象経費に該当しますか。

A4-10：パソコンは汎用性が高いと判断されるため、本補助事業の対象経費には該当しません。また、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン等についても同様に対象経費にはなりません。

5 補助率等

Q5-1：補助率を教えてください。

A5-1：創業枠及び事業拡大枠ともに3分の2以内となります。

Q5-2：補助金の上限額及び下限額はいくらですか。

A5-2：補助金の上限額は、創業枠は300万円、事業拡大枠は500万円です。下限額は設定していません。

Q5-3：補助金の上限額及び下限額はいくらですか。

A5-3：補助金の上限額は、創業枠は300万円、事業拡大枠は500万円です。下限額は設定していません。

6 補助対象期間

Q6-1：補助対象期間について教えてください。

A6-1：交付決定日（令和7年8月1日予定）から令和8年2月末日までです。

Q6-2：「2月末日までに補助事業終了」とはどこまで終了しておかなければならないですか。

A6-2：採択された事業計画をすべて完了し、設備を導入する場合は事業期間内に納品、設置、使用、支払を終えなければなりません。なお、実績報告書を3月6日（必着）までにセンターに提出する必要があります。

Q6-3：補助対象期間前に購入し、期間内に支払った経費は対象となりますか。

A6-3：対象となりません。
対象期間内に発生した物品等への経費が補助の対象となります。

Q6-4：補助対象期間の最終日に納品のあった機械装置の支払を、翌日（対象

期間外)に行った場合は補助対象外ですか。

A 6－4：補助対象外です。補助対象期間内に納品、設置、使用、支払まで全て完了したものが対象です。

7 申請手続き

Q 7－1：申請書類の提出先はどこですか。

A 7－1：申請書類の提出先は次のとおりです。

【提出先】

〒030-0801

青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル7階

公益財団法人21あおり産業総合支援センター 総合支援課 宛

Q 7－2：申請方法を教えてください。

A 7－2：ホームページに申請様式を掲載しています。全ての提出書類を揃えて、郵送、持参にて提出してください。

6月30日（月）17：00必着とします。

なお、ホームページからダウンロードできない場合は、当センター総合支援課にて入手可能です。電話等で事前にご連絡をお願いします。

Q 7－3：申請書が到着したか確認できますか。

A 7－3：到着確認のお問合せには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

Q 7－4：提出書類に不備書類や不足書類があった場合はどうなりますか。

A 7－4：書類不備として申請を受理しない場合があります。事務局から不足書類あるいは不備書類に関する連絡等を受けた場合は速やかに対応してください。

Q 7－5：補助対象経費に補助率を乗じた際の端数の扱いはどうなりますか。

A 7－5：円未満の端数は切り捨てとなります。

Q 7－6：創業後1年未満で、直近2期分の決算報告書がないのですが、代わりに何を添付すればよいですか。

A 7－6：創業後間もない事業者の場合は、決算書は提出可能な分のみの提出

とします。なお、創業後1年未満の場合は、開業から直近までの月別事業収入がわかる売上台帳等を添付してください。

Q7-7：確定申告書の写しに收受印は必要ですか。

A7-7：第一表の控えには税務署の受付印（e-taxにより申告した場合は、受付日時の印字又は受信通知の写し）又は税理士等の証明印が必要です。税務署受付印が無い場合は、お住まいの市町村で所得課税証明を発行していただき添付してください。

Q7-8：法人の登記事項証明書について、発行日が古いものでも良いですか。

A7-8：申請前3か月以内に発行した原本を添付してください。

Q7-9：申請時点で見積書は必要ですか。

A7-9：人件費を除き、原則、契約金額に関わらず、1件の発注ごとに必要となります。

Q7-10：見積書の取得日に制限はありますか。

A7-10：令和7年5月15日以降に発行したもので、申請日に期限が有効である見積書の提出が必要となります。

Q7-11：申請時の見積書は原本が必要ですか。

A7-11：写しでも申請可能です。

Q7-12：見積書はネットショップの画面を印刷したものでもよいですか。

A7-12：通常の見積書と同等の情報（宛先、発行者名、発行日、有効期限、金額、型式、個数等）がわかるものであれば、ネットショップの画面を印刷したものでも代用可能です。

Q7-13：（50万円以上の設備等の場合）相見積もりを断られたため、他に手配ができません。理由書を添付すれば、1社のみの見積書で足りませんか。

A7-13：例えば、1社でしか製造していないような特別な設備等でない限り、同等の能力を持つ設備等の見積書を用意し、2社の見積書を添付してください。

Q7-14：補助金はいつごろ支払われるのですか。

A7-14：補助事業完了後に実績報告書等を提出いただきます。それらをもとに完了（実地）検査を実施後、補助金のお支払い（精算払い）となります。

8 その他

Q8-1：導入設備の処分制限期間はどのようにして調べることができますか。

A8-1：処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号))に定める年数)の期間をいいます。以下をご参照ください。

https://laws.e-gov.go.jp/law/340M50000040015/20220401_502M60000040056



Q8-2：処分制限財産について、1件の取得価格が50万円以上とは、税抜きですか。それとも税込みですか。

A8-2：税抜き価格です。

Q8-3：審査結果は教えてもらえますか。

A8-3：採択の可否を書面で通知します。

また、提出書類及び資料については返却いたしません。